

第二回
參議院治安及び地方制度委員會會議錄第三十號

政府委員

岡田喜久治君
鬼丸 義賢君
岡本 愛祐君
岡元 義人君
柏木 庫治君

地方財政
西郷吉之助君

警察事務
萩田 保君

警察事務
新井 茂司君

警察事務
木村忠二郎君

七月二日本委員会に左の事件を付託された。

一、警察官等職務執行法案（第五十七号）
（予備審査のための付託は六月十日）

衆議院修正案（小字及び）

（質問）

第二條 警察官等は、異状な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは、犯そうとしていると疑うに足る相当な理由のある者又は既に犯された犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて知つてしていると認められる者を停止させて質問することができ。

2 その場で前項の質問をすること
が本人に対して不利であり、又は交通の妨害となり、善良の風俗を破壊しその他公の秩序をみだす虞

があると思われる場合においては、質問するため、その者に附近の警察署、派出所又は駐在所に同行することを求めることができる。

3 前二項に規定する者は、刑事訴訟に関する法律又はこの法律第三條の規定によらない限り、身柄を拘束され、又はその意に反して警察署、派出所若しくは駐在所に連行され、若しくは答弁を強要されることはない。

4 警察官等は、刑事訴訟に関する法律により逮捕されている者について、その身体について凶器を所持しているかどうかを調べるることができる。

（保護）

第三條 警察官等は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して左の各号の一に該当することが明らかであり、且つ、應急の救護を要すると信ずるに足る相当な理由のある者を発見したときは、とりあえず警察署、病院、精神病者収容施設、救護施設等の適当な場所において、これを保護しなければならない。

一 精神錯乱又は、酔のため自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす虞のある者

二 迷子、病人、負傷者等で適当な保護者を伴わず、應急の救護を要すると認められる者（本人が相当の事由を述べてこれを拒んだ場合を除く。）

2 前項の措置をとつた場合においては、警察官等は、できるだけすみやかに、その者の家族、知人その他の関係者にこれを通知し、その者の引取方について必要な手配をしなければならない。責任ある家族、知人等が見つからないときは、すみやかにその事件を適當な公衆保健若しくは公共福祉のための機関又はこの種の者の処置について法令により責任を負う他の公の機関に、その事件を引き継がなければならない。

3 第一項の規定による警察の保護は、二十四時間をこえてはならない。但し、引き続き保護すること承認する簡易裁判所（当該保護をした警察官等の属する警察署所在地を管轄する簡易裁判所をいう。以下同じ。）の裁判官の許可状のある場合は、この限りでない。

4 前項但書の許可状は、警察官等の請求に基づき、裁判官において已むを得ない事情があると認められた場合に限り、これを発するものとし、その延長に係る期間は、通じて五日をこえてはならない。この許可状にはやむを得ないと認められる事項を明記しなければならない。

5 警察官等は、第一項の規定により警察で保護をした者の氏名、住所、保護の理由、保護及び引渡の時日並びに引渡先を毎週簡易裁判所に通知しなければならない。

（武器の使用）

第七條 警察官等は、犯人の逮捕若しくは逃走の防止、自己若しくは他人に対する防護又は公務執行に對する抵抗の抑止のため必要であると認める相当な理由のある場合においては、その事態に應じ合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができ

る。但し、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十六條（正当防衛）若しくは同法第三十七條（緊急避難）に該当する場合又は左の各号の一に該当する場合を除いては、人に危害を與えてはならない。

一 死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮にあたる○罪を現に犯し、若しくは既に犯したと疑うに足る充分な理由のある者がその者に対する警察官等の職務の執行に對して抵抗し、若しくは逃亡しようとするとき又は第三者がその者を逃がそうとして警察官等に抵抗するとき、これを防ぎ、又は逮捕するために他に手段がないと警察官等において信ずるに足る相当な理由のある場合。

二、逮捕状により逮捕する際又は勾引状若しくは勾留状を執行する際その本人がその者に対する警察官等の職務の執行に對して抵抗し、若しくは逃亡しようとするとき又は第三者がその者を逃がそうとして警察官等に抵抗するとき、これを防ぎ、又は逮捕するために他に手段がないと警察官等において信ずるに足る相当な理由のある場合。